

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	ホームヘルプサービス事業 (居宅介護・重度訪問介護)	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	澤田 利江	内線	2681
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(21年度)	ホームヘルプ事業費 (01-02-01)				
事務事業の種類	新規事業 (21年度 20年度)		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	40 年度	根拠	H15～17年度 支援費制度による居宅介護事業	
終期設定	有 無	年度	法令等	H18年度 障害者自立支援法による居宅介護事業	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	常時介護を必要とする心身障がい者（児）にホームヘルパーを派遣し、身体介護・家事援助などの日常生活を営むのに必要なサービスを行うことで、心身障がい者（児）の自立と社会参加を促進し、介護世帯員の負担の軽減を図り、在宅生活の継続を可能にする。				
対象者等	日常生活を営むことに支障のある心身障がい者（児）。ただし、介護保険対象者は介護保険制度が優先。介護保険制度によるサービスで補えない重度（1級）の者については、上乘せの対象とする。				
内容	<p>【支援の種類（介護給付）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護（障害程度区分「区分1以上」） 自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等を行う（身体介護・家事援助・通院介助・通院等乗降介助） ・重度訪問介護（障害程度区分「区分4以上」） 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴・排せつ・食事の介護・外出時における移動支援などを総合的に行う ・行動援護（障害程度区分「区分3以上」） 自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援・外出支援を行う <p>利用者負担額は「1割」（上限月額0円～37,200円で、世帯の収入状況により決定）</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援費制度による居宅介護支援（平成15～17年度） 行政が決定する「措置制度」から、利用者自らが都道府県の指定を受けた事業所と契約を結びサービスの提供を受ける「支援費制度」に移行 利用者負担額は、0円～全額（階層区分により決定） ・居宅介護事業者との連絡会において情報交換、意見を聞いている。 				
経過	平成11年 4月	事業委託方式一部試行的開始（平成12年4月全部実施）			
	平成13年 4月	中・軽度の知的障がい者利用対象化			
	平成15年 4月	支援費制度（居宅介護）開始（精神・難病を除く）			
	平成18年 4月	障害者自立支援法施行（介護給付）			
	平成18年10月	日常生活支援 重度訪問介護			
	平成21年 7月	利用者負担の国基準改正			
	平成21年 4月	報酬改定（5.1%増）			
必要性	心身障がい者（児）の自立と社会参加を促進し、介護世帯員の負担の軽減を図り、在宅生活の継続を可能にするために必要である。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【支払】国民健康保険団体連合会に支払を大部分委託している 【サービス提供】都指定居宅介護事業者（平成21年6月現在利用実績のある事業者、45社）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	154,047	193,261	223,239	230,058	230,595	266,251	256,395	
決算額(21年度は見込み)	153,968	193,185	223,239	228,583	235,006	266,251	256,395	
人件費			6,033	7,686	7,686	5,082		
【事務分担量】(%)			70	90	90	60		
合計(+)	153,968	193,185	229,272	236,269	242,692	271,333	256,395	
国(特定財源)	74,010	95,109	111,385	107,936	115,298	127,665	128,197	
都(特定財源)	38,542	48,328	55,763	53,968	57,649	63,832	64,099	
その他(特定財源)	0	0	0	0	0	0		
一般財源	41,416	49,748	62,124	74,365	69,745	79,836	64,099	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	利用時間数(居宅介護)	57228.5H	72319.5H	87157.5H	74880.5H	43941.0H	52321.0H	44632.0H
	利用時間数(重度訪問介護)				21422.0H	49409.0H	50500.0H	45804.0H
	利用者数(居宅介護)		143人	150人	148人	170人	201人	205人
	利用者数(重度訪問介護)				23人	23人	22人	25人

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	ホームヘルパー派遣	235,006	266,251	ホームヘルパー派遣	256,395	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	利用時間数	96302.5H	93350.0H	102821.0H	11379.0H	8945.0H	21年度は6月1日現在
	利用者数（実人数）	171人	193人	223人	191人	205人	21年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・行動援護の事業所が区内に1事業所しかないため、開拓する必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
連絡会で行動援護のできる事業所が必要であることを説明し、事業者登録を促す	障がい者の社会参加の促進
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	在宅生活を送るための重要事業である

況議会（要質問状）	11年三定 「介護保険導入後の障害者福祉課ヘルパーの取り扱いについて」
-----------	-------------------------------------

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	コミュニケーション支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	澤田 利江	内線	2681
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	コミュニケーション支援事業費（01-03-01）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	元年度	根拠	障害者自立支援法	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区手話通訳者派遣事業実施要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	意思の疎通が困難な聴覚障がい者に対し手話通訳者及び要約筆記者を派遣することで、日常生活の利便の向上と、社会参加の促進に寄与し福祉の増進を図る。				
対象者等	聴覚障がい者及び言語機能障がいに係る身体障害者手帳が1・2級の者（所得制限なし）				
内容	【手話通訳者派遣】				
	委託先 (福)荒川区社会福祉協議会(荒川社協) (福)東京聴覚障害者福祉事業協会東京手話通訳等派遣センター(通訳派遣センター)				
	派遣回数 月10回まで(生命及び身体に関する場合は含まない) 利用方法 事前に荒川社協に登録し、必要とするときに荒川社協あて派遣を申請する。 ただし、医療に関する事又は訴訟等、専門的な交渉にかかわる場合に限り、通訳派遣センターに直接申し込むことができる。 報償費等 荒川社協 最初の1時間14分まで2,000円、以降1時間ごと1,500円 通訳派遣センター ... 最初の1時間14分まで4,000円、以降1時間ごと3,000円 どちらも、派遣場所までの交通費は契約金額に含む				
【要約筆記者派遣】					
委託先 (福)東京聴覚障害者福祉事業協会 派遣回数 月10回まで(生命及び身体に関する場合は含まない) 利用方法 通訳派遣センターに申し込む					
【対面音訳者派遣】					
平成21年度は養成講座のみの実施。 基礎講座・応用講座(各10回)を受講後、審査会による審査を受け、名簿登録となる。					
経過	平成12年 4月 手話通訳の報償基準を半日単位から1時間単位に見直した。 平成12年 6月 社会福祉法の一部改正により、手話通訳派遣が、社会福祉法の対象事業となる。 平成18年10月 障害者自立支援法の施行により、手話通訳派遣が地域生活支援事業の必須事業となる。 平成19年 4月 東京都が行っていた手話通訳派遣事業が廃止され、各区市町村で高度な通訳派遣も実施することとなり、これまで東京都が契約していた通訳派遣センターと委託契約を結んだ。 平成20年 4月 事業名変更(手話通訳派遣事業 コミュニケーション支援事業) 要約筆記派遣の実施のため通訳派遣センターと委託契約を結んだ。 平成21年 4月 荒川社協の手話通訳者の単価等を変更。(通訳派遣センターと合わせるよう調整) 視覚障がい者に対するコミュニケーション支援として対面音訳者養成講座を実施				
必要性	日常生活の利便の向上と、社会参加の促進に寄与し福祉の増進を図るため、意思の疎通が困難な聴覚障がい者に対し手話通訳者等の派遣が必要である。				
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) (福)荒川区社会福祉協議会、(福)東京聴覚障害者福祉事業協会に委託し実施				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
予算額		1,408	1,393	1,814	1,676	3,131	3,503	4,563
決算額(21年度は見込み)		1,403	1,343	1,643	1,676	2,695	3,457	4,563
人件費				862	427	854	847	
【事務分担量】(%)				10	5	10	10	
合計(+)		1,403	1,343	2,505	2,103	3,549	4,304	4,563
国(特定財源)					310	848	1,292	2,573
都(特定財源)		629	696	692	662	424	646	1,287
その他(特定財源)								
一般財源		774	647	1,813	1,131	2,277	2,366	703
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	派遣回数(手話通訳)	421	429	513	503	643	713	755
	派遣時間数(手話通訳)	717	709	868	873	1,153	1,200	1,337
	派遣回数(対面音訳)						11	60

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費					対面音訳講師謝礼	437
	需用費					消耗品費等	53
	委託料	手話通訳	2,695	手話通訳	3,252	手話通訳	3,611
				要約筆記	205	要約筆記	462

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	実利用者数（手話通訳）	39人	51人	52人	26人	81人	21年度は6月1日現在 荒川社協の実利用者数 14人 通訳派遣センター 12人
	派遣回数（手話通訳）	503回	643回	713回	99回	-	21年度は6月1日現在 荒川社協の派遣回数 64人 通訳派遣センター 35人
	派遣回数（要約筆記）	-	-	11回	6回	-	21年度は6月1日現在

（問題点・課題分析）	・視覚障がい者及び重複者へのコミュニケーション手段の事業を検討する必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
視覚障がい者に対するコミュニケーション事業を整備	視覚障がい者が日常生活を送る上で、必要な情報を得ることができる。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	社会参加を促進するために重要な事業である

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	日常生活用具給付事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	渡邊 健太	内線	2 6 8 2
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	日常生活用具給付事業費（01-03-02）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	44 年度	根拠	荒川区重度心身障害者（児）及び難病患者等日常生活用具給付等要綱・同実施要領	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	在宅の心身障がい者（児）及び難病患者に対し、各種の日常生活用具を給付することにより、障がい者及び難病患者本人の生活を容易にし自立を高めるとともに、介護する者を支援する。				
対象者等	区内に居住する重度の心身障がい者（児）及び難病患者で、給付種目により対象者は異なる。				
内容	<p>【給付種目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者（児） ... 国基準6種目 介護・訓練支援用具（10品目）...特殊寝台（基準額：162,800円）等 自立生活支援用具（27品目）...入浴補助用具（基準額：90,000円）等 在宅療養等支援用具（7品目）...ネプライザー（基準額：36,000円）等 情報・意思疎通支援用具（21品目）...ホップ・ステップ・コミュニケーションボード（基準額85,000円）等 排泄管理支援用具（4品目）...蓄便袋（基準額：8,858円）等 住宅改修費（1品目）...小規模住宅改修（基準額：200,000円） ・難病患者 ... 国基準（18品目） 動脈血中酸素飽和度測定器（基準額：157,500円）等 <p>【給付方法】 障がい者（児）等からの日常生活用具の申請に基づき、給付対象品目の給付を行う。用具の給付については業者に委託する。</p> <p>【利用者負担】 本人及び生計同一者の前年の所得税又は住民税額に基づき、利用者負担額を算定</p>				
経過	昭和44年	事業開始			
	平成16年 4月	その後、給付品目・対象者は、国・都の改正に合わせて修正			
	平成18年 1月	品目ごとに耐用年数導入。			
	平成18年10月	利用者負担改定（非課税世帯0円 1,100円）			
		障害者自立支援法施行により、地域生活支援事業に位置付け、品目を整理した。補装具より移行...歩行補助つえ、人工喉頭、点字器、ストマ用装具			
		補装具へ移行...重度障害者用意思伝達装置			
		ストマ用装具 ... 対象者190人、件数733件			
		影響額6,110,488円（平成18年度実績）			
	平成20年 4月	品目追加（視覚障害者用パソコン支援ソフト、パソコン入力支援用具）			
必要性	障害者自立支援法第77条に規定する地域生活支援事業の必須事業であり、障がい者の在宅生活や自立した生活に重要であり、介護者の負担軽減にも寄与する。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	【決定・支払】 直営				
	【給付】 業者委託				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	予算額	5,875	8,943	8,166	12,939	29,760	28,597	28,766
	決算額（21年度は見込み）	5,409	8,465	7,615	12,937	25,796	25,124	28,766
	人件費			862	1,708	1,281	3,388	
	【事務分担量】（％）			10	20	15	40	
	合計（+）	5,409	8,465	8,477	14,645	27,077	28,512	28,766
	国（特定財源）				5,953	10,192	9,039	14,380
	都（特定財源）	2,749	4,157	4,035	2,784	5,096	4,394	7,190
	その他（特定財源）							
	一般財源	2,660	4,308	4,442	5,908	11,789	15,079	7,196
実 績 の 推 移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	給付件数・児童	7	12	15	40	82	75	76
	給付件数・成人	14	110	101	814	2,348	2,357	2,324
	給付件数・難病		2	2	1	1	5	0

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	需用費	消耗品費	0	消耗品費	3	消耗品費	5
	扶助費	児童分（一般）	350	児童分（一般）	123	児童分（一般）	297
		成人分（一般）	6,654	成人分（一般）	6,534	成人分（一般）	7,606
		児童分（ストマ）	843	児童分（ストマ）	803	児童分（ストマ）	821
		成人分（ストマ）	17,900	成人分（ストマ）	17,204	成人分（ストマ）	20,037
		難病	48	難病	457		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値（22年度）	
標	給付件数・児童分	40	82	75	0	190	21年度は6月1日現在
	給付件数・成人分	814	2,348	2,357	206	2,800	21年度は6月1日現在
	給付件数・難病分	1	1	5	0	0	21年度は6月1日現在

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者自立支援法による地域生活支援事業化により、品目の選定を区が行うこととなり、品目選定の明確な基準の制定等が必要となる。 ・ ストマ用装具は、必要不可欠という特徴において他の日常生活用具と目的が異なるため、利用者負担額の見直しを検討する必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）
法定事業	

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
品目選定の明確化。	選定基準を明確にすることにより、公平な給付をすることができる。
ストマ用装具の利用者負担額の見直し。	目的に適した負担額を設定することによって、障がい者の日常生活の質の向上を図ることができる。
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	継続	現状の規模で実施する

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	障がい者移動支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	清水 美弥子	内線	2 6 9 1
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	障害者移動支援事業費（01-03-03）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	61 年度	根拠	障害者自立支援法	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区障害者(児)移動支援支給事業実施要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	障がい者及び障がい児が外出する際に、移動支援を提供することにより、外出が困難な障がい者等の通院、通学、社会参加を支援し、もって障がい者等の福祉の向上に寄与することを目的とする。				
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内で著しい制限のある視覚障がい者等 ・身体障害者手帳を所持する者のうち両上肢及び両下肢の機能の障害を有する者 ・愛の手帳を所持する障がい者等 ・精神保健福祉手帳を所持する障がい者等 ・区内の特別支援学級、学童クラブ、通所介護施設等又は都内の特別支援学校等に在籍する障がい者等 平成21年度支給決定数495名（身体介護を伴う移動支援173名 身体介護を伴わない移動支援322名）				
内容	<p>【実施内容】 障害者自立支援法により地域生活支援事業となり、事業実施自治体による独自事業として実施。精神障がい者外出介護と統合。</p> <p>【荒川区独自施策】 通学の為の移動支援、介護施設等への移動支援を認める。利用者負担無し。</p> <p>【利用方法】 申請 決定 受給者証交付 事業者と契約・利用（ただし、提供時間数を超過して利用した分については自己負担とする）</p> <p>【支援費制度】（平成18年9月まで） 利用者・事業者の関わりについては変更はないが、利用者負担については、本人及び扶養義務者の前年の所得税額又は住民税額に基づき算定。 利用者は、視覚障がい者ガイドヘルパー・知的障がい者ガイドヘルパーを利用し、身体介護が必要な利用者はホームヘルプ（身体介護を伴う移動支援）利用をしていた。</p>				
経過	昭和61年 4月 視覚障害者ガイドヘルプ事業開始 平成14年 10月 知的障害者ガイドヘルプ事業開始 平成15年 4月 支援費制度居宅介護事業に移行 平成18年 10月 障害者自立支援法地域生活支援事業に移行				
必要性	心身障がい者の自立と社会参加を促進し、介護世帯員の負担軽減を図り、在宅生活の継続を可能とするため必要である。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【決定・支払】直営 【サービス提供】移動支援事業者36社・荒川区社会福祉協議会				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	28,319	36,166	38,282	47,923	57,737	128,005	135,734	
決算額（21年度は見込み）	28,175	36,157	37,822	47,923	93,621	128,005	135,734	
人件費			1,724	1,708	2,927	1,271		
【事務分担当】（%）			20	20	70	15		
合計（+）	28,175	36,157	39,546	49,631	96,548	129,276	135,734	
国（特定財源）	15,133	17,821	18,904	29,771	34,468	40,903	61,080	
都（特定財源）	8,118	9,356	9,651	14,885	18,428	21,887	31,965	
その他（特定財源）								
一般財源	4,924	8,980	10,991	4,975	43,652	66,486	42,689	
実績の推移	事項名							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
視覚障害決定者数（人）	59	60	54	120				
知的障害決定者数（人）	83	88	76					
視覚障害利用時間数（時間）	13,162	16,130.5	16,409.5	14,074				
知的障害利用時間数（時間）	3,338.5	4,852.5	5,619					
移動支援（時間）				14,189	44,463	56,712	62,431	
移動支援利用者数（人）				192	209	273	297	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	移動支援	93,621	移動支援	128,005	移動支援	135,734

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	移動支援提供時間数	14,189	43,934	56,712.0	10,774.5	-	21年度は6月1日現在
	身体介護を伴う移動支援提供時間数	3,837	13,849	21,437.5	4,323.5	-	21年度は6月1日現在
	身体介護を伴わない移動支援提供時間数	10,352	30,085	35,274.5	6,451.0	-	21年度は6月1日現在

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・移動支援の受給者決定者・時間とも増加してるが、ヘルパーが不足している。 ・ヘルパーの平均年齢が高齢化しており、次世代のヘルパーの育成が必要。 ・65歳以上は介護保険へ移行するため利用者負担1割となるが、社会参加を目的とするものについては介護保険では支給できないため、当該事業での支給となり、利用者負担が違うことから利用者が混乱してしまう。 ・実績が急速に伸びており、区の財政を圧迫している。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）
法定事業	

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
次世代ヘルパーの養成研修等の実施	ヘルパーの人員確保
介護保険と同率の利用者1割負担の導入	介護保険との負担額相違による混乱を解消するとともに、移動支援事業費の軽減となる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	社会参加を促進するために重要な事業である

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	訪問入浴サービス事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	石垣 恵子	内線	4 1 4
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	訪問入浴サービス事業 (01-03-05)				
事務事業の種類	新規事業（ 21年度 20年度 ）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	60 年度	根拠	障害者自立支援法第77条	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区心身障害者入浴サービス事業要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	家庭において入浴困難な重度の心身障がい者に対し、入浴の機会を提供することにより、障がい者の健康の増進をはかり、もって心身障がい者福祉の向上に資することを目的とする。				
対象者等	下肢または体幹機能障がいに係わる障がい3級以上の身体障がい者および2度以上の知的障がい者で入浴することが困難な者。ただし、65歳以上及び40～64歳の特定疾患については介護保険の対象とする。				
内容	<p>入浴サービスは、巡回入浴車を派遣し、浴槽を居宅に搬入したうえでサービスを行う。ただし、利用者の状態で実施できない場合に限り、施設での入浴サービスを実施する。合わせて、利用者の希望により理髪サービスを実施する。（看護師、介助員計3名で対応）</p> <p>入浴サービスは、洗体、洗髪及び洗顔を行う。これらが実施できない場合は清拭で対応する。</p> <p>入浴の実施回数は年間52回（原則週1回実施）、理髪については、年6回</p> <p>利用者負担は入浴サービスについては負担なし、理髪については、1回1,900円の負担</p>				
経過	<p>昭和60年 4月 事業開始（実施回数年間16回）</p> <p>昭和61年 4月 実施回数年18回に増</p> <p>平成元年 4月 実施回数年24回に増</p> <p>平成 4年 4月 実施回数年24回に増、支給対象拡大（身体下肢、体幹3級以上、知的2度以上）</p> <p>実施回数年30回に増</p> <p>平成 6年 4月 実施回数年36回に増</p> <p>平成 8年 4月 感染症対策・理容サービス併用を追加する。</p> <p>平成12年 4月 介護保険対象除外とし利用者負担導入する。</p> <p>平成13年 4月 国・都の補助対象事業にするため荒川たんぼセンターに事業を移行する。</p> <p>平成13年10月 あわせて施設入浴サービスを実施する。</p> <p>平成18年 4月 実施回数年52回に増</p> <p>平成19年 4月 障害者自立支援法による地域支援事業の一事業となる。利用負担額を無料とする。</p>				
必要性	家庭で入浴困難な障がい者が、地域生活する上で、入浴は欠かせない基本的な要素である。				
実施方法	<p>（ 3委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <p>指名一般競争入札による。</p> <p>平成17年度からアースサポート株式会社。施設入浴は対象者がいないため契約未実施。</p>				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
予算額		3,977	3,881	3,417	2,842	6,156	5,822	5,577
決算額（21年度は見込み）		3,021	3,123	1,639	2,492	3,345	3,794	5,577
人件費				1,293	854	854	1,694	
【事務分担量】（%）				15	10	10	20	
合計（+）		3,021	3,123	2,932	3,346	4,199	5,488	5,577
国（特定財源）		1,691	963	609		1,368	1,356	2,494
都（特定財源）		729	156	409		684	678	1,247
その他（特定財源）								
一般財源		601	2,004	1,914	3,346	2,147	3,454	1,836
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	訪問入浴実施回数	245	289	293	527	557	449	71
	登録人数	12	13	13	15	13	12	12

20年度2名入院のため実績減

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	入浴サービス委託料	3,345	3,345	入浴サービス委託料	3,794	入浴サービス委託料

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	延べ入浴利用回数	526	557	449	71	676	21年度は6月1日現在
	登録人数	15	13	12	12	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・施設入浴サービスの受託施設の確保。 ・利用者が業者の選択が行えるように検討が必要。
他区の実況	<ul style="list-style-type: none"> ・（実施 23 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
ヘルパーの人材確保困難などの情勢の変化が、利用者へのサービス低下を招かないように、実態把握をする。	利用者の声を聞くことで、業者の選定の参考とする。
ここ数年、児童の希望者が出てきている。新陳代謝等を考慮すると、年齢を区切った回数増を検討する。	健康な成長を促進することができる。
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	手話講習会事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美																
		担当者名	澤田 利江	内線	2681																
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	手話講習会事業費（01-03-06）																				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業																	
開始年度	昭和 平成	61 年度	根拠	荒川区手話講習会実施要領																	
終期設定	有 無	年度	法令等																		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画																
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]																			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]																			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]																			
目的	聴覚障がい者の福祉に理解と熱意を有する者に対し、手話技術等の指導を行うことにより、手話奉仕活動に従事する者を養成し、もって聴覚障がい者の福祉の増進を図る。																				
対象者等	区内在住又は区内を日常活動の場とする者																				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先 荒川区社会福祉協議会に委託し実施。 ・講師 聴覚障がい者団体及び手話サークルの協力を得て行っている。 ・受講者 区報等で公募する。 ・受講料 無料（ただしテキスト代は自己負担） ・講習内容 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">初級コース（昼・夜）</td> <td style="width: 10%;">30回</td> <td style="width: 10%;">（1回2時間）</td> <td style="width: 10%;">定員各50名程度</td> </tr> <tr> <td>中級コース（昼・夜）</td> <td>30回</td> <td>（1回2時間）</td> <td>定員各30名程度</td> </tr> <tr> <td>上級コース（昼・夜）</td> <td>30回</td> <td>（1回2時間）</td> <td>定員各20名程度</td> </tr> <tr> <td>手話通訳奉仕員養成コース（昼・夜）</td> <td>20回</td> <td>（1回2時間）</td> <td>定員各20名程度</td> </tr> </table> 					初級コース（昼・夜）	30回	（1回2時間）	定員各50名程度	中級コース（昼・夜）	30回	（1回2時間）	定員各30名程度	上級コース（昼・夜）	30回	（1回2時間）	定員各20名程度	手話通訳奉仕員養成コース（昼・夜）	20回	（1回2時間）	定員各20名程度
初級コース（昼・夜）	30回	（1回2時間）	定員各50名程度																		
中級コース（昼・夜）	30回	（1回2時間）	定員各30名程度																		
上級コース（昼・夜）	30回	（1回2時間）	定員各20名程度																		
手話通訳奉仕員養成コース（昼・夜）	20回	（1回2時間）	定員各20名程度																		
経過	<p>平成10年 4月 副読本を自己負担化。</p> <p>平成11年 4月 テキスト代自己負担化 回数増：上級手話講習会回数増（25回 30回）</p> <p>平成12年 4月 回数増：上級手話講習会回数増（30回 40回）（手話通訳者の育成を図る）</p> <p>平成16年 4月 手話通訳者の育成強化の為、講習コース設定及び内容を見直し、それぞれの講習目的を明確にした。</p> <p>平成20年 4月 手話通訳者の育成を促進するため手話講習会の種別、対象者を変更した。</p> <p>平成21年 4月 初級の謝礼単価を増額した。 （講師：6,000 11,500円、助手：3,000円 5,750円 中級と同額）</p>																				
必要性	聴覚障がい者の福祉の増進を図るために、手話奉仕活動に従事する者を養成することが必要である。																				
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【委託先】荒川区社会福祉協議会																				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
予算額	4,286	3,923	3,875	3,875	3,875	4,261	4,997	
決算額（21年度は見込み）	4,284	3,844	3,788	3,809	3,767	4,227	4,997	
人件費			431	427	427	424		
【事務分担量】（%）			5	5	5	5		
合計（+）	4,284	3,844	4,219	4,236	4,194	4,651	4,997	
国（特定財源）					1,941	1,486	2,498	
都（特定財源）	2,143	1,922	1,937	1,127	971	743	1,249	
その他（特定財源）								
一般財源	2,141	1,922	2,282	3,109	1,282	2,422	1,250	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	初級受講者数（19年度以前は入門）		66	45	93	52	40	100
	中級受講者数（19年度以前は初級）	68	52	44	69	41	28	60
	上級受講者数（19年度前降は養成基礎）	29	44	42	29	34	18	40
	通訳養成受講者数（19年度以前は養成応用）	10	24	17	15	15	8	40

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	事業費・事務管理費	3,767	3,767	事業費・事務管理費	4,227	事業費・事務管理費

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	初級・中級コース終了者数	130	77	49	0	-	21年度は6月1日現在 初級・中級コース修了者数の合算数
	通訳養成コース修了者数	33	37	24	0	-	21年度は6月1日現在 上級・通訳養成コース修了者の 合算数
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	・受講生を広く集めるために効果的なPR活動を検討する。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
	平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容
	改善により期待する効果
	受講生を広く集めるために効果的なPR活動を委託先の荒川区社会福祉協議会と検討する。
	周知して受講生を集めて手話通訳奉仕員を養成する。
	-
	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	自動車運転免許取得・改造助成事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	浅野 剛夫	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	自動車運転免許取得・改造助成事業費（01-03-07）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	56 年度	根拠	障害者自立支援法、荒川区心身障害者自動車運転教習費助成事業実施要綱、荒川区身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	心身障がい者に対して、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、心身障がい者の日常生活の利便と生活圏の拡大を図るとともに、重度身体障がい者が運転する自動車の改造に要する経費を助成することにより、重度身体障がい者の社会復帰を図り、もって福祉の増進に資することを目的とする。				
対象者等	【運転免許助成】 身体障害者手帳3級以上の者及び愛の手帳4度以上（ただし、内部4級以上、下肢・体幹5級以上で歩行困難）の者で次の要件に該当する者。区内に3ヶ月以上居住する、運転免許試験の受験資格を有し、適性試験に合格、前年所得税額が40万円以下 【自動車改造費助成】 身体障害者手帳、上肢、下肢又は体幹機能障がい2級以上で、次の要件に該当する者。 ・18歳以上の区内在住者で、自ら所有し運転する自動車の一部を改造する必要がある者。 ・本人又は扶養義務者等の前年所得が特別障害者手当所得基準以下の者。				
内容	【運転免許助成】 （対象経費） 入所料、技能・学科教習費及び教材費に相当する経費 （助成額） ・実際に要した経費の2/3と限度額を比較し、少ない方を助成 ・前年本人所得税額により限度額設定 所得税非課税 = 164,800円 所得税42,000円以下 = 144,200円 所得税42,001円以上400,000円以内 = 123,600円 ただし限定解除は 20,600円 限定解除 総重量等による限定を解除する場合。持ち込み車両の重量等の制限及び運転適性検査の際の制限の更新などにより免許証の限定を緩和する場合 【自動車改造費助成】 （対象経費） 自動車の操向装置及び駆動装置の改造に要する経費 （助成額） 助成限度133,900円（都基準額）（助成額と改造費用の差額は自己負担）				
経過	【運転免許助成】 平成14年6月 対象者に「愛の手帳4度以上の者（ただし、内部4級以上、下肢・体幹5級以上で歩行困難な者）」を追加した。				
必要性	心身障がい者の日常生活の利便と生活圏の拡大及び社会復帰の促進に寄与している。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
予算額	598	866	859	849	732	1,102	732	
決算額（21年度は見込み）	299	856	701	684	134	968	732	
人件費			431	854	427	847		
【事務分担量】（%）			5	10	5	10		
合計（+）	299	856	1,132	1,538	561	1,815	732	
国（特定財源）				163	55	323	366	
都（特定財源）	66	334	267	147	27	161	183	
その他（特定財源）								
一般財源	233	522	865	1,228	479	1,331	183	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	教習費助成（新規免許）	1	1	1	1	0	3	2
	教習費助成（限定解除）	0	1	1	0	0	0	0
	自動車改造費助成者数	1	5	4	4	1	4	3

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	自動車運転教習費助成	0	自動車運転教習費助成	495	自動車運転教習費助成	330
	自動車改造費助成	134	自動車改造費助成	473	自動車改造費助成	402	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	自動車運転教習助成者数	1人	0人	3人	0人	2人	21年度は6月1日現在
	自動車改造費助成者数	4人	1人	4人	0人	2人	21年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	障がい者就労支援事業の中で、自動車運転免許取得・改造助成事業の活用をすすめる。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 【自動車改造費助成】 都基準上乘せ実施 3区（中央・目黒・江戸川）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
自動車運転免許取得・改造助成事業について、対象者への周知を図る。	障がい者の生活圏の拡大、就労支援・社会復帰の促進に寄与できる。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議決（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	障害福祉サービス利用者負担軽減事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	平田 直子	内線	2681
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	障害福祉サービス利用者負担軽減費（01-04-01）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	18 年度	根拠	障害者自立支援法・同施行規則・同施行細則	
終期設定	有 無	21 年度	法令等	利用者負担軽減事業運営要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	<p>障害者自立支援法において定められている利用者負担金の軽減策として、国制度・都制度・区制度として減免策を講じ、利用者負担が多額になることを抑え、障害福祉サービスの利用による家計への負担を軽減する。</p> <p>区制度としては、利用者負担軽減及び食費負担軽減と、月額上限額の半額化を実施する。利用者負担軽減及び食費負担軽減は、障害者自立支援法施行前には利用者負担のなかったもの又は少額であったものについて、負担額の激変緩和策として行う。月額上限額の半額化は、サービス利用の多い障がい者は重度障がい者であり高額な利用者負担となるため、その負担軽減として行う。</p>				
対象者等	障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）受給及び利用者				
内容	<p>【国制度】 対象区分：生保...、低所得1...、低所得2...、一般（一部）... 高額障害福祉サービス費 ... 同一世帯に障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合、利用者負担上限額の合算を超えた部分を高額障害福祉サービス費として支給し、負担が増加しないようにする。この障害福祉サービスには介護保険によるサービスの利用者負担を含む。 特定入所者特別給付費 障害福祉サービスとは別に利用者負担とする、施設入所者の光熱水費及び食費等について、一定の手持ち金を利用者に残すために、特別給付費を支給する。 利用者負担上限額軽減 低所得1・2、一般のうち、一定の資産条件等を満たす通所・居宅サービス利用者の上限額を、低所得1は1,500円、低所得2は3,000円に軽減する。</p> <p>【都制度】低所得1・2対象 居宅介護の利用者負担軽減 ... 居宅介護の利用者負担割合を10%から3%とする。</p> <p>【区制度】低所得1・2、一般の在宅サービス対象 利用者負担軽減 在宅サービス（居宅介護系、短期入所、デイサービス、通所施設）の利用者負担割合を10%から3%とする。 通所施設食費軽減 通所施設における食費負担を区立施設については半額とする。また、区外施設については本人に対し精算払いとする。 月額上限額の半額化 ... サービス利用者のうち、国制度の適用を受けない利用者の月額上限額を半額とする。 については平成21年度も継続する。なお、については恒久的措置である。</p>				
経過	平成18年 4月	軽減事業開始			
	平成19年 4月	更なる軽減事業開始【国制度】	事業内容		
	平成20年 7月	更なる軽減事業開始【国制度】	事業内容		
	平成21年 4月	軽減事業を継続			
必要性	障害者自立支援法において定められている利用者負担に対し、障がい者本人の収入が確保されておらず、旧法制度においては大多数（約95%）が利用者負担なしとなっていたため、急激な負担増となる。障害者自立支援法下においては、障がい者が重度で多量の福祉サービスを必要とする障がい者ほど、利用者負担が多額になってしまうため、充実した障害福祉サービスの利用のためにも必要性は高い。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【資格決定】 支給決定とあわせて審査し、決定する。 【支払】 事業所からの代理請求・代理受領にて障害福祉サービス費と合算して支払う。 居宅介護系事業のみ国保連に支払委託。				

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額				16,868	22,116	23,946	4,572	
決算額（21年度は見込み）				13,938	6,176	4,726	4,572	
人件費				2,562	2,562	2,541		
【事務分担量】（％）				30	30	30		
合計（+）	0	0	0	16,500	8,738	7,267	4,572	
国（特定財源）								
都（特定財源）				4,141	488	361		
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	12,359	8,250	6,906	4,572	

実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	補助対象者				350名	350名	419名	436名

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	利用者負担軽減	6,176	利用者負担軽減	4,726	利用者負担軽減	4,572
	貸付金	貸付金	0	貸付金	0		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値（22年度）	
	補助対象者	350	350	419	436	-	補助対象となった障がい者数 21年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	平成22年度以降の区としての利用者負担軽減の取り扱い（法改正への対応） 補助金管理の複雑化（負担割合軽減については区内全域で行われているため、国保連合会で対応可能だが、区独自の上限額半額等の他の軽減は対応不可のため、直接管理となる）
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 都制度減免については全区実施 区独自については、食費軽減、利用者負担割合軽減、サービス間利用負担の合算化、国制度の拡大、の4つの組み合わせから行われている。

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
度重なる制度の見直しの影響を勘案するとともに、平成22年度法改正を踏まえた上での軽減策の検討。	在宅で生活する障がい者の不安解消。 安定的な地域生活の確保。
補助支払いの事務処理方法の検討。	円滑な支払い。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	安定したサービス利用のため重要な事業である

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	難病ホームヘルパー派遣事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	森泉 勝也	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	難病ホームヘルパー派遣事業費（01-05-01）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	63年度	根拠	平成8年厚生省保健医療局長通知 荒川区難病患者等ホームヘルプサービス事業運営要綱
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	難病患者等が地域で療養するため、以下の事業を実施する。 ホームヘルパーを派遣し、家事などの日常生活を営むのに必要なサービスを行う。 荒川区医師会主催の難病相談室に協力参加し保健福祉相談を受け、療養生活の質の向上を図る。				
対象者等	日常生活を営むのに支障があって、介護保険制度、自立支援法等のサービスが受けられない者。 平成14、15、16、17、18年度実績なし。 平成19年度1名、平成20年度2名、平成21年度1名（平成21年6月1日現在） 相談室来所者 2名（平成21年6月1日現在）				
内容	（利用方法）申請受付 調査 プラン作成 派遣決定 ヘルパー派遣 モニタリング （サービス内容）・家事援助 ・身体介護 ・移動支援 （自己負担額）生計中心者の所得により1時間当たり0円～950円（～階層） 毎月1回土曜日の午後実施 会場：医師会館 周知：区報や医療機関 問診：保健師 診察：専門医 療養相談：保健師 福祉相談：ケースワーカー				
経過	昭和60年 5月 医師会主催の難病相談室を毎月1回医師会館で開始 保健師、ケースワーカー参加。 平成14年 4月 難病患者への派遣事業開始。19年6月現在実績無し。 平成14年10月 荒川区精神障がい者居宅介護等事業運営要綱策定。平成15年4月本格実施。 精神障がい者ヘルパー養成研修修了者数（14年-28名 15年-26名 16年-23名 17年-19名） 精神障がい者ヘルパーステップアップ研修修了者数（15年-20名 16年-13名） 平成18年 4月 自立支援法施行により、精神障がい者ヘルパー養成研修は廃止されたが、区独自で精神障がい者ヘルパーステップアップ研修実施。（修了者数18年-20名 19年-24名） 平成20年度 精神障がい者ヘルパーステップアップ研修を、精神保健福祉事業費へ組替え				
必要性	難病患者の自立と社会参加の促進を図る上で必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【難病患者ホームヘルプ】 派遣形態：事業委託方式。居宅介護事業者と契約し、ヘルパーを派遣する。 【難病相談室】医師会からの依頼を受けて、難病相談室への協力参加				

19年度までは精神HH研修を含む予算・決算。

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	7,865	4,433	5,649	897	507	1,288	1,840	
決算額（21年度は見込み）	1,883	2,852	2,858	81	332	879	1,840	
人件費			0	0	2,989	1,101		
【事務分担量】（%）			0	0	35	13		
合計（+）	1,883	2,852	2,858	81	3,321	1,980	1,840	
国（特定財源）					126	616		
都（特定財源）					63	219		
その他（特定財源）					0	0		
一般財源	1,883	2,852	2,858	81	3,132	1,145	1,840	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	難病ホームヘルプ（人）	0	0	0	0	1	2	2
	難病相談室（人）	28	30	27	26	26	30	30

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	報償費	79				
扶助費	委託費	253	委託費	879	委託費	1,840	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	利用者実人員	-	1	2	1	3	21年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・難病のホームヘルプの認知度が低い。
他区の実況	（実施 20 区 未実施 2 区） 未実施（中央区、文京区）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
難病のホームヘルプの認知度を上げるため、窓口来庁者へのPRや、区報等でのPRを行う。	認知度が上がることによる、利用者の増。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	重度脳性麻ひ者介護人派遣事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	浅野 剛夫	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	重度脳性麻痺者介護人派遣事業費（01-05-02）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	60 年度	根拠	荒川区重度脳性麻痺者介護人派遣事業運営要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等	（平成9年10月1日から適用）	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	重度の脳性麻ひ者を介護し、生活圏の拡大を図るための援助を行い、もって重度脳性麻ひ者の福祉の増進を図ることを目的とする。				
対象者等	区内に居住する20歳以上の身体障害者手帳1級の重度脳性麻ひ者で、単独で屋外活動をするのが困難な者。 自立支援法における障害福祉サービス（短期入所を除く）、身体及び知的障害者福祉法における施設訓練等支援費の支給決定又は介護保険制度における訪問介護・通所介護のサービスを受けている場合は利用不可。（ただし、平成15年3月31日現在本事業の継続利用者で区長がやむを得ないと認めるものに限りに利用可）				
内容	<p>【介護人】対象者の推薦による家族（親、子、兄弟姉妹、配偶者）に限定</p> <p>【派遣回数】月12回以内</p> <p>【単価】6,560円/回（自己負担なし）</p> <p>【介護内容】外出介助</p> <p>【利用方法】申請 審査・認定 登録者名簿へ記載（年度更新） 介護券発行（毎月末に障がい者宛てに送付） 請求（翌月10日までに、介護人が介護券を添付して請求）・手当支払</p> <p style="text-align: center;">東京都重度心身障害者手当（6万円/月）との併給可</p>				
経過	<p>昭和60年 全身性障害者介護人派遣事業と同一要綱で実施。（都単独事業）</p> <p>平成9年10月 全身性障がい者についてホームヘルプ事業に組み入れられたことにより、単独要綱（区）として事業実施（都10/10補助事業）</p> <p>平成15年4月 継続利用者を除き、支援費制度の短期入所以外のサービスとの併給禁止</p> <p>平成16年7月 介護人を家族（親、子、兄弟姉妹、配偶者）に限定 介護保険制度における訪問介護・通所介護のサービスとの併給禁止</p>				
必要性	重度の脳性麻ひ者を介護し、生活圏の拡大を図るため必要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	12,986	11,525	11,336	11,336	10,392	8,502	6,613	
決算額（21年度は見込み）	11,250	10,548	11,309	9,446	7,478	6,612	6,613	
人件費			788	1,014	756	254		
【事務分担量】（%）			20	23	16	13		
合計（+）	11,250	10,548	12,097	10,460	8,234	6,866	6,613	
国（特定財源）								
都（特定財源）	11,250	10,548	11,309	9,446	7,478	6,612	6,613	
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	788	1,014	756	254	0	
実績の推移								
	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	利用実人数	12	13	12	12	9	7	7

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	介護人謝礼	7,478	7,478	介護人謝礼	6,612	介護人謝礼

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	利用実人数	12	9	7	7	-	21年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・重度脳性麻痺者介護人派遣事業と、自立支援法における障害福祉サービス（短期入所を除く）の併用ができないため、いずれかを選択する必要がある。 ・今後、利用者の障がい程度や家族の高齢化の進行を考慮して、家族介護から介護の社会化を検討していく必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区） 金額加算 2区（北・練馬） 回数増 1区（練馬） 年齢引き下げ 2区（豊島・江戸川）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
自立支援法に基づく、居宅介護サービスへの移行を進める	家族介護から事業者への介護に移行することにより、家族の負担が軽減され障がい者の自立の促進が期待される
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	緊急一時介護人派遣事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	秋元 正江	内線	2 6 8 6
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	緊急一時介護人派遣事業（01-05-03）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	51 年度	根拠	荒川区心身障害(児)介護人派遣事業実施要綱・(仮)荒川区重症心身障がい児者留守番看護師派遣事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	緊急一時介護人派遣 在宅の心身障がい児（者）を介護している保護者が疾病等の事由により、家庭における介護が困難となった場合に、介護人を派遣することにより保護者の負担を軽減する。 留守番看護師派遣 在宅で、医療的ケアの必要な重症心身障がい児者に対し、留守番看護師を派遣することにより、健康の保持と安定した地域生活の確保、及び介護者の負担軽減を図る。				
対象者等	区内に住所を有する脳性麻痺又は進行性筋萎縮症の障がい者を有する知的及び身体の手帳所持者で、一時的に家庭での介護が困難となった者 区内の住所を有する在宅生活者で、次のすべての要件を満たす者 18歳未満の時点で愛の手帳（1度又は2度）を取得した者 18歳未満の時点で身体障害者手帳（下肢機能障がい又は体幹機能障がいの1級～2級）を取得した者 これらと同等の障がい者を有する者 医療行為（吸引・吸入・経管栄養・胃ろう・摘便等）を必要とする者				
内容	障がい児（者）の自宅又は介護人宅で介護を行う。 介護人は対象者の保護者から推薦を受けた者。緊急一時保護及び居宅介護サービスとの併用は不可。 派遣日数：月に5日以内（半日単位も可） 単 価：[全日] 6,050円 [半日（4時間以内）] 3,025円 看護師が対象者の自宅を訪問して、医師の指示書に基づき、介護者に代わり看護及び医療行為を行う。 利用決定：申請書に基づき区で利用決定を行う。決定期間は1年間。 派遣回数：月2回（1～2人体制） 基本時間：1回あたり3時間以内（時間帯は午前9時～午後5時） 自己負担：無料 単 価：[正看護師] 26,600円 [准看護師] 21,380円（1回あたり） 研 修 会：看護師のステップアップを図ることにより、本事業を安定的に実施するため、区内及び近隣区の訪問看護事業所を対象に研修会を実施。				
経過	平成21年 8月 留守番看護師派遣開始（予定）				
必要性	緊急一時保護寮では対応できないケース（就学前の障がい児、満床時等）に対応するため、また、短期入所ができる施設等が少ないこと等による主介護者の負担の軽減のため、必要性が高い。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 介護と引き換えに介護人が介護券を受け取り、翌月10日までに介護券を添付して請求する 区内及び近隣区の訪問看護事業所と委託契約を交わし、利用決定者の自宅に留守番看護師を派遣する				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	1,023	1,704	1,837	2,810	363	1,179	5,389	
決算額（21年度は見込み）	1,001	1,703	1,836	599	0	0	5,389	
人件費			788	956	122	1,016		
【事務分担量】（%）			20	22	5	12		
合計（+）	1,001	1,703	2,624	1,555	122	1,016	5,389	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	1,001	1,703	2,624	1,555	122	1,016	5,389	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	介護人利用者数	11	12	10	4	0	0	2
	介護人全日利用数(うち半日利用)	166(1)	289(15)	314(21)	101(4)	0	0	20
	留守番看護師実利用者数	-	-	-	-	-	0	9
	留守番看護師利用日数	-	-	-	-	-	0	216

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	介護人	599	介護人	0	介護人	121
役務費					研修会	46	
委託料					指示書・意見書	114	
					留守番看護師	5,108	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	介護人全日利用数 (うち半日利用)	101(4)	0	0	0	-	21年度は6月1日現在
	留守番看護師実利用者数	-	-	0	0	-	21年度は6月1日現在
	留守番看護師利用日数	-	-	0	0	-	21年度は6月1日現在

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・新規事業のため、事業運営に当たっては委託先である訪問看護事業所と連携を取り、派遣開始後に発生した問題等について、随時対応していく必要がある。 ・次年度以降の、複数の看護師を派遣する基準について検討する必要がある。
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 11 区 未実施 11 区）</p> <p>緊急一時介護人派遣：千代田・新宿・港・目黒・大田・世田谷・渋谷・中野・杉並・北・練馬</p> <p>留守番看護師派遣：実施区なし</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	緊急事態や派遣開始後に発生した問題については随時対応し、内容について記録を取り、解決策を検討する	今後の安定的な事業運営に生かすことができる
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	推進	重症心身障がい児者とその家族の安定した地域生活を確保するため重要な事業である

議会議決事項	
--------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	補装具費支給事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	増田 美千穂	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	補装具費支給事業費（01-06-01）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	24 年度	根拠	障害者自立支援法第76条、荒川区補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	身体障がい者（児）の失われた機能を補うため、その障がい部位に応じた補装具の交付又は修理を決定したときに、その費用を支給し、障がい者の福祉の増進に寄与する。				
対象者等	身体障害者手帳所持者 障がいの部位により、交付対象は異なる。				
内容	<p>【補装具の種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者 ... 盲人安全つえ、義眼、眼鏡 ・聴覚障がい者 ... 補聴器 ・肢体不自由者 ... 義肢、装具、車椅子、電動車椅子等 <p>【支給方法】</p> <p>身体障がい者等からの申請に基づき、給付種目の給付にかかる費用を支給する。補装具の交付又は修理は業者が行う。本人の同意があった場合、業者による費用の代理請求・代理受領が可能。</p> <p>【利用者負担】</p> <p>原則1割負担。世帯の課税状況、本人の収入状況により利用者負担上限額の設定あり。</p>				
経過	<p>昭和24年 事業開始</p> <p>平成15年 4月 自己負担金助成制度廃止</p> <p>平成18年 1月 利用者負担改定（非課税世帯0円 1,100円）</p> <p>平成18年10月 障害者自立支援法施行により、補装具費の支給制度に移行し品目整理を行った。 日常生活用具より移行...重度障害者用意思伝達装置 日常生活用具へ移行...歩行補助つえ、人工喉頭、点字器、ストマ用装具</p>				
必要性	障害者自立支援法に規定されており、障がいにより失われた機能を補うものとして補装具は必要であり、必要性は高い。				
実施方法	<p>（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>【決定・支払】直営 【製作・修理】業者委託</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
予算額		51,644	54,050	56,147	56,380	33,545	35,737	37,541
決算額（21年度は見込み）		51,022	53,647	56,146	54,184	33,545	30,868	37,541
人件費				948	1,708	1,281	2,965	
【事務分担量】（%）				11	20	15	35	
合計（+）		51,022	53,647	57,094	55,892	34,826	33,833	37,541
国（特定財源）		26,250	29,274	28,102	33,526	19,566	17,542	18,770
都（特定財源）					2,242	9,783	8,771	9,386
その他（特定財源）								
一般財源		24,772	24,373	28,992	20,124	5,477	7,520	9,385
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	交付件数	2,482	2,681	2,785	1,798	263	331	394
	修理件数	261	316	219	115	145	162	132

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	成人分	17,243	17,243	成人分	19,070	成人分
	児童分	16,302	16,302	児童分	11,798	児童分	15,340

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	補装具交付件数	1,798	263	331	66	-	21年度は6月1日現在
	補装具修理件数	115	145	162	32	-	21年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	なし
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 法定事業

問題点・課題の改善策検討	
	平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容
	-
	-
	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	理美容サービス事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	浅野 剛夫	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	理美容サービス事業費 (01-07-01)				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	61 年度	根拠法令等	荒川区心身障害者理美容サービス事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	理容店、美容店で理容又は美容を受けることが困難な65歳未満の重度の心身障がい者に対し、理容師又は美容師を派遣して理容又は美容サービスを行うことにより、障がい者の保健福祉の向上を図り、もって福祉の増進に資することを目的としている。				
対象者等	区内在住で以下の手帳を持ち、常時臥床状態の65歳未満の者(所得制限なし) 身体障害者手帳1・2級(但し下肢・体幹にかかる障害) 愛の手帳1・2度 ただし65歳未満で助成を決定した者については、65歳到達後も継続助成とする。				
内容	<p>【利用方法】 対象者の認定は区が行い、その都度(福)荒川区社会福祉協議会に連絡する。</p> <p>【実施内容】 社会福祉協議会は以下の基準(認定月)で対象者に理美容券を交付し、使用分を理美容組合に支払う。 <交付枚数> 年間6枚、ただし6月以降は2月に1枚の割合で減ずる。</p> <p>【単 価】 4,850円</p> <p>【自己負担】 理美容サービスを受けた者は料金の一部を業者に支払う。 (住民税が課税されている者 1,900円、住民税が非課税の者 950円)</p>				
経過	平成11年4月	対象拡大：知的障がいに係る愛の手帳1・2度を持っている者を対象とした。			
	平成12年4月	自己負担金導入			
	平成13年4月	理容サービスに美容サービスを加えた。			
必要性	理美容店を訪れることが困難な、常時臥床状態の重度の心身障がい者が、その生活環境を、維持・向上させる上で必要である。				
実施方法	(3委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	(福)荒川区社会福祉協議会に委託し実施				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	(単位：千円)							
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
予算額		973	898	826	723	736	709	704
決算額(21年度は見込み)		907	815	777	710	730	607	704
人件費				862	427	427	847	
【事務分担当】(%)				10	5	5	10	
合計(+)		907	815	1,639	1,137	1,157	1,454	704
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源		907	815	1,639	1,137	1,157	1,454	704
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	理美容券支給者数	44	45	39	36	35	31	33
	利用回数	172	171	168	156	160	130	155

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	事業費・事務費・管理費	730	730	事業費・事務費・管理費	607	事業費・事務費・管理費

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	理美容券支給者数	36人	35人	31人	28人	-	21年度は6月1日現在
	利用枚数	156枚	160枚	130枚	0枚	-	21年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	当該事業を、必要な人に周知徹底する必要がある。
他区の実況	（実施 20 区 未実施 2 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
相談支援業務の中で、当事業を、重度障がい者の日常生活を支える支援策のひとつとして、対象者へ周知徹底する	重度障がい者の健康で安全な地域生活を確保できる
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	寝具洗濯乾燥消毒事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	浅野 剛夫	内線	2 6 8 2
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	寝具乾燥消毒事業（01-07-02）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	58 年度	根拠	荒川区心身障害者寝具洗濯乾燥消毒事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	寝たきり状態にある65歳未満の重度心身障がい者に対し、寝具の洗濯又は乾燥消毒を行い、健康の保持を図る。				
対象者等	区内在住、65歳未満で身体障害者手帳1～2級又は愛の手帳1～2度を所持し、常時寝たきり等で寝具の洗濯乾燥が困難な者。				
内容	<p>【実施方法】 利用者は区に対し申請する。 区の審査・決定後、委託業者に対し委託通知書を送付する。 委託業者が利用者宅から1回につき寝具1組（敷布団2枚、掛布団2枚、毛布1枚、枕1個を限度）を回収し、自己負担分の費用を徴収する。（生活保護世帯0%負担、その他10%負担）</p> <p>寝具の乾燥消毒等を行い、利用者宅へ返送する。</p> <p>【実施回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寝具乾燥消毒 … 年間11回（1回の単価 2,835円） ・寝具水洗い … 年間 1回（1回の単価 11,550円） 				
経過	昭和59年4月	対象者拡大（身体障害者手帳2級所持者）			
	平成4年4月	所得制限撤廃、丸洗いに替えて水洗いの実施			
	平成12年4月	対象者の年齢制限、費用負担導入			
	平成17年4月	自己負担割合3%の経過措置廃止			
必要性	寝たきり状態にある重度心身障がい者に対し、寝具の洗濯又は乾燥消毒を行うことにより、健康の保持を図るために必要である。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 業者委託にて実施				

予算・決算額等の推移	事項名	（単位：千円）						
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	予算額	197	183	173	217	440	329	304
	決算額（21年度は見込み）	115	183	134	165	215	221	304
	人件費			292	290	549	1,271	
	【事務分担当】（%）			7	7	10	20	
	合計（+）	115	183	426	455	764	1,492	304
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	115	183	426	455	764	1,492	304
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	利用実人数		12	11	10	8	6	7
	乾燥実施回数	109	106	85	70	106	98	114
	水洗実施回数	11	11	8	8	7	6	7

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		委託料	寝具乾燥消毒	143	寝具乾燥消毒	157	寝具乾燥消毒
	寝具洗濯	72	寝具洗濯	64	寝具洗濯	78	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
登録者数		11人	9人	9人	7人	-	21年度は6月1日現在
実施回数（消毒乾燥）		70回	106回	98回	16回	-	21年度は6月1日現在
実施回数（水洗い）		8人	7人	6人	0人	-	21年度は6月1日現在

（問題点・課題分析）	区の仕様書に見合った寝具洗濯乾燥消毒事業を受託できるクリーニング業務登録事業者が少ない。
他区の実況	（実施 19 区 未実施 3 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
寝具洗濯乾燥消毒事業実施周辺区や同種事業実施事業所より、受託事業者情報の収集を行う	利用者の健康保持を図る日常生活援助事業の安定的な執行が可能となる
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	配食サービス事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	澤田 利江	内線	2681
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	配食サービス事業費 (01-07-03)				
事務事業の種類	新規事業（ 21年度 20年度 ）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	7 年度	根拠法令等	荒川区障害者配食サービス事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	在宅の重度の障がい者に対し、栄養バランスの取れた食事を提供し、障がい者の健康を食事面から支える。また、配達員が訪問することにより孤立化を防止し、重度障がい者の地域社会での自立生活を支援する。				
対象者等	区内に住所を有し、65歳未満のひとり暮らしの障がい者、65歳未満の障がい者と65歳以上の高齢者のみの世帯又は65歳未満の障がい者のみの世帯であり、次の要件に該当する者。所得制限なし。 身体障害者手帳 上肢、体幹又は視覚障がい1～2級 栄養補給が十分ではない者				
内容	【回数】 週あたり1～7回 昼食のみ 【事務の流れ】 利用希望者より利用申請 区により審査・決定 配食業者に対し高齢者福祉課より連絡 配食業者より決定者に対し配食				
経過	平成 9年 4月 対象拡大（65歳未満のひとり暮らし障がい者 障がい者と65歳以上の高齢者世帯、65歳未満の障がい者のみ世帯、ホームヘルパー派遣世帯） 回数増：週2回限度 週3回限度 平成12年 4月 所得基準による自己負担額の区分を見直し、一律400円を徴収 平成13年 4月 一部の地域を配食業者に委託 平成14年 4月 全地域を配食業者に委託（自己負担金は直接業者に支払） 平成16年 4月 自己負担一律400円を廃止し、区が1食あたり350円を負担することとする 事業者は1食あたり750～950円の範囲で事業者により自己負担金額は異なる 回数増：週3回限度 週5回限度 平成18年 4月 事業者は1食あたり750～1,000円の範囲で事業者により自己負担金額は異なる 回数増：週5回限度 週7回限度				
必要性	自ら調理することが困難な重度の障がい者の地域社会においての自立生活を支える。				
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 【委託業務名】 配食サービス業務委託（高齢者福祉課に併せて契約） 【委託業務先】 (有)北畔、飯処しむら、(株)NRE大増、(株)宅配ック、タイハイ(株)、NPO荒川カサカサ トひだまり 【実施】 高齢者福祉課に予算配付替をし、事業実施				

予 算・決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
予算額		569	397	367	422	361	491	535
決算額（21年度は見込み）		530	397	343	397	439	382	535
人件費				86	85	427	1,271	
【事務分担量】（%）				1	1	5	15	
合計（+）		530	397	429	482	866	1,653	535
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		530	397	429	482	866	1,653	535
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	対象者数	13	13	12	16	16	15	18
	食数	1,008	1,108	979	1,134	1,257	1,090	1,527

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	業者委託（単価契約）	439	業者委託（単価契約）	382	業者委託（単価契約）	535

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
対	対象者数	16人	16人	15	15人	-	21年度は6月1日現在
食	食数	1134食	1257食	1090食	173食	-	21年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	対象者の見直しを図ると共に、高齢者福祉課との事業調整を検討する必要がある。
他区の実況	（実施 9 区 未実施 13 区） 実施：千代田、港、世田谷、中野、太田、渋谷、豊島、板橋、葛飾

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
高齢者福祉課においても同額負担の配食サービスがあるので65歳以上の利用者を移行させる	行政としての事業整備をする
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況議（要質問状）	15年一定 「委託事業者及び調理方法等について」
----------	--------------------------

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	福祉電話事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	富岡 一三	内線	2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	福祉電話事業費（01-07-04）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	57 年度	根拠	荒川区重度身体障害者(児)日常生活用具給付等要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区重度身体障害者(児)家庭電話等利用助成実施要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	聴覚障がい者又は外出困難な重度身体障がい者が利用する電話の使用料金等を助成することにより、電話等の利用を容易にするとともに、料金の負担を軽減する。				
対象者等	区内在住の生活保護又は前年分所得税非課税世帯で、身体障害者手帳1～2級を有する18歳以上65歳未満の聴覚障がい者又は外出困難な者を有する世帯。				
内容	<p>【実施方法】</p> <p>(1)自己所有の電話機 利用者は区に申請する。 区は決定後、助成対象者の電話料金を調査する。 (年1回利用者からNTTから届いた請求書の写しを確認。) 助成限度内の料金を、助成対象者に助成する。</p> <p>(2)貸与の電話機 利用者は区に申請する。 区は決定後、区長名義の電話機を貸与し、電話料金は公共料金として区で全額支払う。 助成限度額を超える料金について、区は3ヶ月毎に、利用者に請求する。</p> <p>【助成限度額】（1月あたり）</p> <p>回線使用料 1,700円 配線使用料 60円 機器使用料 230円 付加使用料 シルバーホン100円、フラッシュベル100円 及び上記にかかる消費税5%を含む。（限度額を超えた分は自己負担となる）</p>				
経過	昭和57年 4月 事業開始（回線、配線、機器、付加使用料、通話料助成） 平成14年 4月 通話料助成廃止				
必要性	外出困難な重度身体障がい者にとって、外部との交流を図ることは困難である。福祉電話を助成することにより、容易に外部との交流が図れかつその機会が増えることは、障がい者にとって必要性が高い。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
予算額		1,840	1,704	1,521	1,991	2,088	1,301	1,312
決算額（21年度は見込み）		1,417	1,228	1,128	1,104	1,132	1,107	1,312
人件費				649	648	915	912	
【事務分担量】（%）				22	22	25	25	
合計（+）		1,417	1,228	1,777	1,752	2,047	2,019	1,312
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）		124	88	75	66	59	58	
一般財源		1,293	1,140	1,702	1,686	1,988	1,961	1,312
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	電話助成世帯数（貸与）	19	15	15	13	14	14	13
	電話助成世帯数（自己所有）	36	36	31	31	34	34	34

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	12 役務費	貸与分		397	貸与分	375	貸与分
19 負担金補助及び交付金	自己所有分		735	自己所有分	732	自己所有分	853

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値（22年度）	
標	助成世帯数（貸与）	13世帯	14世帯	14世帯	13世帯	-	各年度末世帯数 （21年度は6月1日現在）
	助成世帯数（自己所有）	31世帯	34世帯	34世帯	34世帯	-	各年度末世帯数 （21年度は6月1日現在）
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	時代のニーズに即して他事業に代わるものがあれば見直す必要がある。
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 0 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議決（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	緊急通報システム事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	渡邊 健太	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	緊急通報システム事業費（01-07-05）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	3年度	根拠	荒川区重度身体障害者緊急通報システム事業運営要綱
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	ひとり暮らし等の重度身体障がい者が家庭内で病気、事故等の緊急事態に陥ったとき、緊急通報システムを用いて、東京都消防庁に通報し、あらかじめ組織された地域通報協力体制により、速やかに援助等を行い、重度心身障害者の生活の安全の確保及び福祉の増進を図る。				
対象者等	18歳以上のひとり暮らし等の重度身体障がい者(身体障害者手帳1・2級)				
内容	<p>ひとり暮らし等の重度身体障がい者に緊急通報機器を貸与する。事業の運営のため、原則として利用者1人につき3名以上の緊急通報協力員等を設置する。緊急通報協力員等は利用者の安否確認を行い、確認結果について区、東京消防庁その他必要な関係機関へ連絡する。</p> <p>【事業手続き】 利用者は区に申請 区は決定後所轄消防署あて利用者決定通知書を送付 消防庁から登録番号の報告を受ける 区は設置先名簿を業者に送付 区は業者より工事予定日を確認のうえ消防署長あて機器設置計画書を提出 区は機器設置日までに緊急通報協力員に協力活動の内容を説明する。</p> <p>【緊急時の対応】 1 本人がペンダントにより消防庁に通報（火災等の場合は自動通報） 2 消防庁より本人及び協力員へ状況確認 3 所轄消防署より状況に応じて出動</p> <p>【自己負担】 平成18年4月以降の新規貸与分から自己負担あり。負担額は、新規取り付け時に機器の買い取り価格を上限として算出。（課税状況、課税額による。ただし、生活保護及び非課税世帯の方は、自己負担なし）</p> <p>【緊急通報協力員への謝礼】 毎年1月1日の時点での継続活動期間が 6月以上のもの：年間6,000円相当のお買物券を支給 6月未満のもの：年間3,000円相当のお買物券を支給</p>				
経過	平成 3年4月 事業開始 平成13年4月 協力員活動費1,000円（現金）/月 500円（区内共通お買物券）/月へ変更 平成18年4月 緊急通報システム新規設置者自己負担金導入 平成20年4月 火災安全システム導入				
必要性	ひとり暮らし等の重度身体障がい者の生活の安全性を確保する上で必要である。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【委託業務名】 重度身体障害者緊急通報システム委託 【委託先】 岩通システムソリューション株式会社				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	954	959	1,063	1,046	863	866	737	
決算額（21年度は見込み）	843	782	732	584	687	563	737	
人件費			431	854	512	0		
【事務分担量】（%）			5	10	6	0		
合計（+）	843	782	1,163	1,438	1,199	563	737	
国（特定財源）								
都（特定財源）	523	395	112	160	139	139	134	
その他（特定財源）								
一般財源	320	387	1,051	1,278	1,060	424	603	
実績の推移	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
事項名								
緊急システム施設台数	19	19	19	19	19	19	18	
協力員数	28	27	23	23	25	23	27	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需要費	緊急通報協力員謝礼	166	緊急通報協力員謝礼	138	緊急通報協力員謝礼	167
委託料	緊急通報システム委託	521	緊急通報システム委託 消耗品	421 4	緊急通報システム委託	570	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	緊急通報システム設置台数	19	19	19	19	-	21年度は6月1日現在
	協力員数	23	25	23	23	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	システムの正確な設置台数の把握のため、管理を個人単位ではなく、機器単位で行う必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
機器単位でのシステム管理の様式を作る。	システムの利用状況の正確な把握ができる。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	障がい者紙おむつ購入助成事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	浅野 剛夫	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	障害者紙おむつ購入助成事業（01-07-06）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	2 年度	根拠	荒川区重度心身障害者（児）紙おむつ購入費助成事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	重度の心身障がい者（児）に対し紙おむつの購入費の一部を助成することにより、介護者の労力及び経済的負担を軽減し、もって福祉の向上に資することを目的とする。				
対象者等	区内在住、3歳以上65歳未満で身体障害者手帳1～2級又は愛の手帳1～2度を有し、おむつを必要とする者。ただし65歳未満で助成を決定した者については、65歳到達後も継続助成とする。所得制限なし。日常生活用具のおむつ受給者および生保受給者は対象外となる。				
内容	<p>受給者は原則として「紙おむつ購入券」の利用となるが、以下の場合「おむつ代助成」を利用できる。 入院により病院指定の紙おむつを使用しなければならない者 「紙おむつ購入券」で購入することのできるおむつ以外の特殊なおむつを必要とする者</p> <p>【紙おむつ購入券】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区は「紙おむつ購入券」を交付する。利用者は各自紙おむつを選択し、購入券の利用できる介護用品店又は区内の薬局で購入券と引き替え、区は購入券に基づき業者に支払う。 ・限度額を月額10,000円とする。ただし利用者は1割を業者に支払う。 <p>【おむつ代助成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・購入した領収書に基づき助成する。 ・限度額は月額10,000円。但し1割を自己負担とすることから実際の助成金限度額は9,000円となる。 				
経過	<p>平成4年4月 所得制限撤廃（心身障害者福祉手当の所得制限を設けていた）</p> <p>平成12年4月 現物支給について支給方法を1事業者一括購入から、購入券発行に基づく薬局又は介護用品店での引き替えとし、助成限度額を現物・現金ともに10,000円とし、1割の自己負担を導入（ただし、経過措置として平成16年度まで自己負担3%）</p> <p>平成14年4月 業者等の要望に応え仕分けがしやすいように、担当課及び自己負担割合ごとに色違いの購入券を交付</p> <p>平成15年4月 65歳到達者の高齢者保健福祉課への移行を行わず、障害者福祉課にて継続</p> <p>平成17年4月 自己負担割合3%の経過措置廃止</p>				
必要性	おむつを常時使用していることは、経済的負担が大きく、また介護者の労力も大きい。購入費の一部を助成することによりそれぞれの負担を軽減し福祉の向上を図るために必要である。				
実施方法	<p>（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>【直営分】 おむつ代助成について、常勤職員が審査・支払 【一部委託分】 委託先 荒川薬業協同組合（66事業者） 荒川区介護福祉サービス事業者組合（11事業者）</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	11,783	12,547	12,992	14,490	15,746	17,259	16,706	
決算額（21年度は見込み）	11,621	12,547	12,992	14,344	14,971	15,055	16,706	
人件費			1,240	1,230	1,098	1,694		
【事務分担量】（%）			18	18	20	30		
合計（+）	11,621	12,547	14,232	15,574	16,069	16,749	16,706	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	11,621	12,547	14,232	15,574	16,069	16,749	16,706	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	おむつ購入券使用枚数	5,292	5,932	5,932	6,368	6,728	6,948	6,980
	おむつ購入券対象者延数	1,348	1,530	1,599	1,725	1,776	1,872	1,807
	おむつ代助成対象者延件数	238	250	277	343	356	304	503

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	おむつ購入券	12,110	おむつ購入券	12,506	おむつ購入券	12,562
	おむつ代助成	2,861	おむつ代助成	2,549	おむつ代助成	4,144	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	購入券対象者数	158人	148人	156人	148人	-	21年度は6月1日現在
	おむつ代助成対象者数	42人	37人	34人	27人	-	21年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 21 区 未実施 1 区） 現物等給付：19区 現金助成：11区 購入券等給付：1区

問題点・課題の改善策検討	
	平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容
	-
	-
	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

（状況）	
------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	住宅設備改善給付事業費	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	渡邊 健太	内線	2 6 8 2
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	住宅設備改善給付事業費（01-07-07）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	60 年度	根拠	荒川区重度身体障害者（児）住宅設備改善給付事業実施要綱・同要領	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	在宅の重度身体障がい者（児）に対し、その居住する家屋の浴場等の住宅設備の改善に要する費用を給付し、障がい者の自立を高め、介護者を支援する。				
対象者等	区内に居住する重度の身体障がい者（児）で、給付種目により対象は異なる。介護保険対象者は介護保険対象外の種目のみが対象となる。				
内容	<p>【給付種目及び基準額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中規模住宅改修 基準額 641,000円 ・屋内移動設備（機器本体） 基準額 979,000円 ・屋内移動設備（設置費） 基準額 353,000円 ・階段昇降機（直線） 基準額 700,000円 ・階段昇降機（曲線） 基準額 1,483,000円 <p>【給付方法】 障がい者（児）等からの住宅設備改善の申請に基づき、調査による審査を行い、給付対象種目の給付を行う。住宅の改修については業者に委託する。</p> <p>【利用者負担】 本人及び生計同一者の前年の所得税又は住民税額に基づき、利用者負担額を算定</p>				
経過	昭和60年 平成14年 4月 平成17年 4月 平成18年10月	事業開始 浴場・便所・玄関・台所・居室の改修を、中規模改修として一本化 高齢者施策としての「階段昇降機」の廃止に伴い、65歳以上の障がい者に対する階段昇降機を対象化 自立支援法に伴い小規模改修（20万円以下）が日常生活用具給付事業へ移行			
必要性	障がい者（児）の在宅生活に必要な住宅改修であり、障がい者本人の自立や介護者の負担軽減に寄与している。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【決定・支払】 直営 【住宅改修】 業者委託				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
		予算額	11,299	6,805	14,701	15,741	10,847	6,334
	決算額（21年度は見込み）	10,529	4,700	10,302	3,470	1,840	4,895	5,786
	人件費			862	854	427	1,694	
	【事務分担量】（%）			10	10	5	20	
	合計（+）	10,529	4,700	11,164	4,324	2,267	6,589	5,786
	国（特定財源）							
	都（特定財源）	703	460	1,251	0	0	640	837
	その他（特定財源）							
	一般財源	9,826	4,240	9,913	4,324	2,267	5,949	4,949
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	小規模改修	4	5	9	3	0	0	0
	中規模改修	5	3	5	1	2	2	3
	階段昇降機（直線）	3	1	1	4	1	1	2
	階段昇降機（曲線）	1	1	3	0	0	2	1

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		扶助費	中規模改修	1,158	中規模改修	1,282	中規模改修
	階段昇降機（直線）	682	階段昇降機（直線）	666	階段昇降機（直線）	1,267	
	階段昇降機（曲線）	0	階段昇降機（曲線）	2,947	階段昇降機（曲線）	1,479	
	屋内移動設備	0	屋内移動設備	0	屋内移動設備	1,367	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値（22年度）	
標	給付件数・児童分	0	0	0	0	-	21年度は6月1日現在
	給付件数・成人分	8	3	5	1	-	21年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	給付種目の基準額は他区と比べて中程度であるが、さらに減額することはできないか検討する必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
給付種目の基準額の減額の検討。	利用者の負担軽減の促進。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況（要旨）	議会議案の要旨
-------	---------

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	自動車燃料費助成事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	富岡 一三	内線	2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	自動車燃料助成事業（01-08-03）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	3 年度	根拠	荒川区心身障害者自動車燃料費助成要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	自動車を運転する心身障がい者又は障がい者のために自動車を運転する家族に対し、ガソリン購入費の一部を助成することにより、心身障がい者の社会参加、外出、通院等を容易にするとともに、経費の負担を軽減する。				
対象者等	<p>下記の要件を満たしている者で、本人又は家族が障がい者のために自己所有の自動車（営業用を除く）を運転している者。福祉タクシー券との選択事業、併給不可。</p> <p>【対象者要件】区内在住で次の身体障害者手帳又は愛の手帳を交付されている者。 下肢・体幹機能障がい者1～3級 視覚障がい者1・2級 内部障がい者1～3級 上肢機能障がい者1級 愛の手帳1～2度 施設、特養等入所者は除く。（平成21年6月現在の助成対象者数：244人） 所得額制限あり：扶養家族0人の場合、本人所得3,604,000円以下</p>				
内容	<p>【事業内容】 助成申請書（自動車運転免許証等を添付）を受理後に所得状況を審査し、決定する。 助成の決定を受けた者は、領収書を添付して3ヶ月毎（4月、7月、10月、1月）に前3ヶ月分の助成金を請求する。</p> <p>【助成期間】 申請のあった月から助成を受ける事由のなくなった月まで</p> <p>【助成金額】 3ヶ月あたり9,000円を限度とする。年額36,000円。</p>				
経過	平成 5年 4月 「月額3,000円」を「3ヶ月あたり9,000円」の助成方法に変更 平成 6年 4月 対象者拡大（上肢機能障がい1級） 平成 8年 4月 未支払助成金制度の新設 平成10年 4月 助成対象者の所得制限導入。心身障害者福祉手当と同額とする。				
必要性	心身障がい者にとって、外出の手段として自動車は必要不可欠なものである。ガソリン購入費の一部を助成することにより、障がい者の外出を容易にすることができ、社会参加等の福祉の向上が図られ、必要性は高い。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	6,710	6,621	5,981	6,810	7,002	7,152	7,113	
決算額（21年度は見込み）	6,147	6,607	5,981	6,772	6,958	6,918	7,113	
人件費			1,146	1,143	1,098	1,759		
【事務分担量】（%）			35	35	20	35		
合計（+）	6,147	6,607	7,127	7,915	8,056	8,677	7,113	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	6,147	6,607	7,127	7,915	8,056	8,677	7,113	
実績の推移	事項名							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
助成対象者数	237名	252名	237名	241名	244名	244名	244名	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需要	印刷用紙代等	11	印刷用紙代等	10	印刷用紙代等	14
役務費	郵便料	0	郵便料	27	郵便料	40	
扶助費	ガソリン助成費	6,947	ガソリン助成費	6,881	ガソリン助成費	7,059	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
	助成対象者数	241名	244名	244名	244名	294名	21年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	なし
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況（要旨）	議会議事録
-------	-------

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	心身障害者福祉手当	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	森泉 勝也	内線	2 6 8 2
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	心身障害者福祉手当支給事業費（01-09-01）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	49 年度	根拠	荒川区心身障害者福祉手当条例	
終期設定	有 無	年度	法令等	同条例施行規則	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	心身に障がいをもつ者及び難病患者に対し手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図る。				
対象者等	身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～4度、脳性麻痺者、進行性筋萎縮症者、区指定難病患者 【対象外】新規65歳以上（H12.8～）、施設入所者、児童育成手当（障害手当）受給者 【所得制限】 特別障害者手当等（国制度）に準拠 扶養家族が0人の場合、本人所得が3,604千円以下 扶養親族1人につき38万円加算した額 【平成21年6月1日現在】3,670名				
内容	上記対象者からの申請に基づき、審査・決定を行う。 【支給期間】申請をした月から手当の資格を喪失した月まで支給。 【支給方法】4月、8月、12月（年3回）、支払月の前月分までの（通常4ヵ月分）を本人指定口座へ振込 【都基準手当月額】身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症者...15,500円 【区独自基準手当月額】身体障害者手帳3級、愛の手帳4度...9,500円 区指定難病患者...15,500円 区指定難病とは、国指定（45種）、都指定（28種）、點頭てんかんの計74種 【財源】都基準手当については、都区財政調整措置がなされている。				
経過	平成12年8月 新規65歳以上を対象外とする（65歳未満での既受給資格者は老人福祉手当から移行可） 所得制限額の改正（扶養家族0人の場合5,085,000円 3,481,000円） 都見直し理由...社会経済状況の変化 区見直し理由... 介護保険制度導入 負担の公平化、他制度との整合 在宅サービス充実化へのシフト 平成13年8月 所得制限額の改正（扶養家族0人の場合3,481,000円 3,549,000円） 平成14年8月 所得制限額の改正（扶養家族0人の場合3,549,000円 3,604,000円） 平成14年10月慢性肝炎、肝硬変・パトームが都難病医療費助成から除かれたことに伴い、区指定難病から除外。但し、住民税非課税世帯で都医療助成経過措置者のみ平成17年9月まで手当継続。 （対象外移行者417人） 平成14年12月20歳未満の障がい児及び難病患者については、扶養義務者の所得に基づき所得制限の判定を行う条例改正施行（対象外移行者11人）				
必要性	心身に障がいをもつ者及び難病患者に対して福祉の増進を図るため必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
予算額		666,871	656,274	666,993	624,788	635,342	630,418	613,953
決算額（21年度は見込み）		659,304	645,535	666,993	621,781	613,222	608,833	613,953
人件費				3,448	3,416	2,562	1,694	
【事務分担量】（%）				40	40	30	20	
合計（+）		659,304	645,535	670,441	625,197	615,784	610,527	613,953
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		659,304	645,535	670,441	625,197	615,784	610,527	613,953
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	身障1・2級（都）	1,970	1,985	1,995	1,916	1,888	1,873	1,861
	愛の手帳1～3度（都）	212	220	222	222	226	231	232
	脳性麻痺・筋萎縮（都）	58	56	55	51	51	50	50
	身障3級（区単）	588	577	557	557	533	532	528
	愛の手帳4度（区単）	236	244	254	262	271	299	285
	難病（区単）	734	724	642	651	664	681	659
	合計	3,798	3,806	3,725	3,659	3,633	3,666	3,615

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	窓空き封筒	40	窓空き封筒	45	窓空き封筒	65
委託料	支払通知封入委託	30	支払通知封入委託	30	支払通知封入委託	34	
扶助費	心身障害者福祉手当	613,152	心身障害者福祉手当	608,758	心身障害者福祉手当	613,854	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	都基準対象者	2,189	2,165	2,154	2,149	-	21年度は6月1日現在
	区単独対象者	1,470	1,468	1,512	1,521	-	21年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	<p>・精神障がい者が手当支給対象外となっている。</p>
他区の実況	<p>（実施 22 区 未実施 区）</p> <p>東京都事業 手当額加算区3区（世田谷区、大田区、杉並区）、対象拡大22区（身障3級、愛の手帳4度、難病患者等）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況議（要旨）	<p>（質問状）</p>
--------	--------------

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	特別障害者手当等（国制度）	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	増田 美千穂	内線	2 6 8 3
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	特別障害者手当支給事業費（01-09-02）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	39年度	根拠	特別児童扶養手当等の支給に関する法律、特別
終期設定	有	無	年度	法令等	児童扶養手当等の支給に関する法律施行令
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	重度の障がい者を有する者に対し、特別障害者手当等を支給し、福祉の増進と所得保障の一助とする。				
対象者等	<p>【特別障害者手当】20歳以上の者で、重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者。（おおむね身障手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度で一定の障がい要件該当者）（施設入所、3月を越える入院の場合を除く）</p> <p>【障害児福祉手当】20歳未満の者で、重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時介護を必要とする者。（おおむね身障手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度で一定の障がい要件該当者）（施設入所、障害年金受給の場合を除く）</p> <p>【経過的福祉手当】従来の福祉手当受給者で、障害基礎年金も特別障害者手当も支給されない者に対し、経過措置として支給（新規認定はなし）</p> <p>いずれの手当も本人及び扶養義務者の所得制限あり。（毎年8月に基準額の改正あり。扶養者1人の場合、本人の所得額は3,984千円、扶養義務者・配偶者の所得額は6,536千円以下のもの。）</p>				
内容	<p>上記対象者からの申請に基づき、審査をし、手当支給の決定を行う。</p> <p>【手当の支給期間】 申請をした月の翌月から手当を支給すべき事由が消滅した月まで支給。</p> <p>【支給方法】 5月、8月、11月、2月の年4回、支払月の前月分までを、本人口座へ振込む。</p> <p>【手当月額】 特別障害者手当 26,440円（18年4月改定） 障害児福祉手当 14,380円（18年4月改定） 経過的福祉手当 14,380円（18年4月改定）</p>				
経過	<p>昭和61年度 従来の福祉手当を廃止して、特別障害者手当、障害児福祉手当が創設された。なお、特別障害者手当に該当せず、障害基礎年金及び特別障害給付金を受給できない者に対して、経過的福祉手当を支給している。（経過的福祉手当の新規申請はできない）</p> <p>平成10年度 事務事業評価により、11年度より支払通知を年3回から1回に変更。</p> <p>平成19年9月 区嘱託医を設置。特別障害者手当等受給資格に係る障がい程度の判定を区嘱託医に依頼。（判定が困難な事例および判定医専門外の事例は都へ協議する。）</p>				
必要性	国制度の実施				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	55,039	53,482	52,861	53,776	55,465	56,295	57,235	
決算額（21年度は見込み）	51,899	51,415	52,696	53,423	55,106	56,103	57,235	
人件費			862	1,708	2,989	2,118		
【事務分担量】（%）			10	20	35	25		
合計（+）	51,899	51,415	53,558	55,131	58,095	58,221	57,235	
国（特定財源）	38,941	38,064	40,082	39,986	41,545	41,943	42,741	
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	12,958	13,351	13,476	15,145	16,550	16,278	14,494	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	特別障害者手当受給者数	125	126	133	141	141	151	141
	障害児福祉手当受給者数	57	58	57	61	58	55	59
	経過的福祉手当受給者数	28	27	22	21	15	15	12

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	判定医謝礼	39	判定医謝礼	104	判定医謝礼	189
一般需要費	事務用消耗品費	5	事務用消耗品費	9	事務用消耗品費	10	
役務費	郵送料	35	郵送料	29	郵送料	47	
扶助費	特別障害者手当	55,027	特別障害者手当	55,961	特別障害者手当	56,989	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	特別障害者手当受給者数	141	141	151	155	-	21年度は6月1日現在
	障害児福祉手当受給者数	61	58	55	57	-	21年度は6月1日現在
	経過的福祉手当受給者数	21	15	15	15	-	21年度は6月1日現在

（問題点・課題分析）	なし
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議決（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	障がい者福祉給付金事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	森泉 勝也	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	障害者福祉給付金支給事業費（01-09-03）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	19 年度	根拠	荒川区障がい者福祉給付金支給要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	障がい者を有しながら障害基礎年金又は特別障害者給付金を受給できない在日外国籍等の障がい者に対して、給付金を支給することにより、心身障がい者の福祉の向上を図る。				
対象者等	荒川区に在住する外国籍等障がい者のうち、無年金の障がい者				
内容	<p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月額単価 重度33,000円 中度26,000円 ・給付対象 以下の要件に該当する無年金障がい者 昭和37年1月1日以前に生まれた者 20歳時点での国籍が日本又はアメリカではなかった者 昭和57年1月1日前に障害者となった者 <p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請 対象者の申請により申請受理 審査 給付対象要件、障がい程度について審査 決定 給付金支給決定 支給 4ヶ月に1回支給 <p>【参考】特別障害給付金 同種事業 強制加入の対象でなかった学生等の障がい者について、障害基礎年金を受給することはできないため、特別障害給付金制度を設け、給付金を支給する。平成17年度施行。 単価月額：49,850円（一級）、39,880円（二級）</p>				
経過	昭和57年1月	国民年金法改正。国民年金加入要件から国籍要件を除外。			
	平成17年4月	特別障害給付金制度開始。法の附則中に在日外国人の無年金障がい者の福祉的措置を早急に検討する旨の条文あり。			
	平成19年4月	事業開始			
必要性	障がい者は、主として障害基礎年金と手当を受給し、無年金障がい者は特別障害者給付金と手当を受給しているが、外国籍等の無年金障がい者は障害基礎年金及び特別障害者給付金の双方に該当せず、十分な収入がなく生活が困窮している。また、障がいの状態として同じ状態であっても、制度格差による収入格差が存在しており、その格差に対する措置は必要であり、国の対応が行われるまでの期間の施策として重要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) (窓口) 障害者福祉課 申請受理・審査・決定・支払				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
予算額						2,376	2,376	2,208
決算額（21年度は見込み）						1,208	1,812	2,208
人件費						427	169	
【事務分担量】（%）						5	2	
合計（+）		0	0	0	0	1,635	1,981	2,208
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		0	0	0	0	1,635	1,981	2,208
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	支給対象者数（重度）					3	3	4
	支給対象者数（中度）					2	2	2

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	給付金	1,208	-	給付金	1,812	給付金

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	支給対象者数	-	5	5	5	-	21年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	なし
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 4 区 未実施 区）</p> <p>葛飾区：重度心身障害者特別給付金 豊島区：重度心身障害者特別給付金 北区：重度障害者特別給付金 江戸川区：重度心身障害者特別給付金</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況議（要旨） （会質） 問状	
----------------------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	東京都重度心身障害者手当	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	増田 美千穂	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）					
事務事業の種類	新規事業	(21年度 20年度)	建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	48 年度	根拠	東京都重度心身障害者手当条例
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	心身に重度の障がい有するため、常時複雑な介護を必要とする者に対し、重度心身障害者手当（月額6万円）を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図る。				
対象者等	東京都の区域内に住所を有する者で、心身に重い障がい有し（身体手帳1・2級、愛の手帳1・2度で一定の障がい要件に該当）、かつ日常生活において、常時複雑な介護を必要とする者（施設入所者を除く） 対象外 …… 新規65歳以上・3ヶ月以上の入院者・所得制限あり（20歳以上の者については本人の所得、20歳未満の者については配偶者及び扶養義務者の所得）扶養者1人の場合、所得で3,984千円				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・この事業は、東京都が実施しており、区は、受付事務を行っている。 ・この手当は東京都の制度であり、特別障害者手当等（国制度）との併給可。 ・支給方法 月ごとに、前月分を、毎月20日までに、都が指定口座に振り込む。 ・支給期間 認定請求した日（区の受理日）の属する月から、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給。 <p>【事務の流れ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給権者からの認定請求書及び各種届書等を受取り、東京都に進達する。 ・東京都が交付した決定通知書等を受給権者に交付する。 ・現況調査の実施（年2回） 8月：所得確認（所得制限の導入により、平成12年より実施） 2月：入院状況確認（平成13年より実施） 				
経過	平成12年8月	年齢及び所得制限導入、3ヶ月以上の入院者を対象外とする。現況調査を年2回実施。それに伴う「重度心身障害者手当施行事務」に対する補助金（東京都在宅障害者福祉事業費等補助（交付）金）が、12年度のみ交付された。（610円×受給者数）			
	平成13年11月	所得制限額改正。（扶養親族0人の場合、3,481,000 3,549,000）			
	平成14年11月	所得制限額改正。（扶養親族0人の場合、3,549,000 3,604,000）			
	平成15年3月	所得制限導入による3年間の経過措置終了（受給資格消滅者 9人）			
必要性	都制度の実施				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額								
決算額（21年度は見込み）								
人件費			862	854	1,708	1,271		
【事務分担当】（%）			10	10	20	15		
合計（+）	0	0	862	854	1,708	1,271	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	862	854	1,708	1,271	0	
実績の推移	事項名							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
受給者数	131	135	138	137	136	136	136	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
	受給者数	137	136	136	136	-	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	都の支払いと本人からの申請のタイミングによっては、過払いが発生してしまう可能性がある
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
引き続き住基異動等の確認を行い、本人からの申請を待たずに東京都に連絡する	手当過払いの防止になる
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	原爆被爆者援護事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	森泉 勝也	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	原爆被爆者援護事業費（01-10-01）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	2年度	根拠	荒川区原爆被爆者に対する見舞金給付要綱
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区原爆被爆者団体運営費補助金交付要綱
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	<ul style="list-style-type: none"> 区内に住所を有する原爆被爆者に対して、年1回見舞金（1万円）を給付することにより、被爆者の苦労をねぎらい、その福祉の向上を図る。 区内に所在する原爆被爆者団体に対し、その自主的な活動に要する経費の一部を補助することにより、原爆被爆者の福祉の向上を図る。（現在活動休止中） 				
対象者等	【見舞金】 原爆被爆者健康手帳所持者（基準日8月1日） 【団体補助金】 区が認めた原爆被爆者団体（H8年より活動休止中）				
内容	【見舞金】 毎年8月に対象者からの申請を受理し見舞金額10,000円を本人口座に振込。 （実施案内を 区報7月21号に掲載） 申請方法：昨年申請した人 申請書を郵送し、返送してもらう。 新規申請する人 被爆者健康手帳を持参し窓口で申請する。 【団体運営補助金】 原爆被爆者団体（荒友会）は、年間事業計画書等を添付して補助金の申請をし、区はこれに対し補助金を交付する。対象となる経費は、会議費、通信費、消耗品費等、運営経費とする。 平成8年度より、活動休止中のため、補助金の交付は行っていない。 （平成7年度まで、年50,000円を交付していた。）				
経過					
必要性	原爆被爆者に対して、被爆者の苦労をねぎらい、その福祉の向上を図るために必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	404	404	404	404	404	404	404	
決算額（21年度は見込み）	404	404	394	384	373	394	404	
人件費			172	171	85	169		
【事務分担量】（%）			2	2	1	2		
合計（+）	404	404	566	555	458	563	404	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	404	404	566	555	458	563	404	
実績の推移	事項名							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
見舞金支給者	40	40	39	38	37	39	40	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需要 扶助費	消耗品 見舞金	3 370	3 370	消耗品 見舞金	4 390	消耗品 見舞金

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	対象者数	38	37	39	40	-	21年度は当初予算規模
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題 指標分析）	
他区の実況	（実施 16 区 未実施 5 区）港・新宿・墨田・江東・足立 未回答 1区

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況（議会要旨）	
---------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	障がい者向け健康体操事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	寺澤 望	内線	2686
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(21年度)	障害者向け健康体操事業費 (01-14-04)				
事務事業の種類	新規事業 (21年度 20年度)		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成 19 年度	根拠			
終期設定	有 無	法令等			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	「荒川ばん座位体操」の、普及・啓発を行うことにより、体操を通して障がい者の健康作りを促進し、健康管理・健康維持を支援する。				
対象者等	障がい者やその家族、ふれあい粋・活サロン参加者及び区民全般（ヘルパー・ボランティア・事業所・高齢者等）				
内容	<p>【概要】</p> <p>体操名称：荒川ばん座位体操 [意味]一人でも多くの方（万人）が座ったままで（座位）できる体操である。</p> <p>体操内容：車いす等に腰掛けた姿勢のまま運動できる約10分間の体操。自発的に手足を動かすことが困難な者でも、介助者と一緒にすることができる。</p> <p>【各種講座】</p> <p>ばん座位体操への理解を深めるため、各種講座を開催する。</p> <p>リーダー育成研修 … 体操の基礎を学ぶとともに、地域で体操を広める「ばん座位体操リーダー」を育成する。</p> <p>介護事業所向け講座 … ヘルパー向け介助方法等</p> <p>体操教室 … 区内施設等で開催すると同時に、効果測定や健康相談を定期的実施する。</p> <p>【広報活動】</p> <p>ポスター・パンフレットを作成し区内各所で掲示・配布する。</p> <p>解説書・VHS・DVDを作成し、障害者福祉課において希望者に無償配布する。</p>				
経過	<p>平成17年 2月 首都大学東京山田拓実研究室と共同開発、事業案企画、モニター協力依頼</p> <p>平成19年12月 アクロスまつりでの公开发表、区内施設（たんぼぼセンター等）での体操実施</p> <p>平成20年 1月 「荒川ばん座位体操」商標登録申請、DVD・VHS作成</p> <p>平成20年 7月 区立施設での体操教室を開始 （たんぼぼセンター：毎週水曜日、アクロスあらかわ：毎週火・金曜日）</p> <p>平成20年12月 東京都福祉保健医療学会で、荒川ばん座位体操を発表</p> <p>平成21年 5月 体操のPRのため、荒川区ふれあい粋・活サロンの交流会に参加</p>				
必要性	<p>障がいがあると、身体を動かす機会が減り、身体が動かなくなるという悪循環が生じる。障がい者の健康管理の具体的方法（身体の動かし方等）がわかりにくい。</p> <p>在宅生活において、健康管理は自己管理にまかされている。</p> <p>障がい者向けの健康増進・機能維持を目的とした事業がない。</p> <p>以上の問題点を体操を通じて解決することにより、障がい者の健康維持・健康管理の意識を高めるために必要である。</p>				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額					3,000	1,205	1,298	
決算額(21年度は見込み)					2,677	958	1,298	
人件費					854	3,812		
【事務分担量】(%)					10	45		
合計(+)	0	0	0	0	3,531	4,770	1,298	
国(特定財源)								
都(特定財源)					2,676	987	1,295	
その他(特定財源)								
一般財源	0	0	0	0	855	3,783	3	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	リーダー人数					0	15	0
	講座参加者数(延べ)					80	227	0

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
報償費	講演会等謝礼	896	講演会等謝礼	636	講演会等謝礼	842	
需用費	消耗品費	85	消耗品費	138	消耗品費	106	
	印刷製本費	373			印刷製本費	258	
委託料	DVD等作成委託料	1,283			DVD複製等作成委託	92	
役務費							
備品購入費			備品購入費	183			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	リーダー人数	-	0	15	0	40	平成21年度は6月1日現在
	講座参加者数（延べ）	-	80	227	0	400	平成21年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<p>ばん座位体操ができる場所が少ないため、荒川区内のそれぞれの地区で体操ができるように拠点を開拓していく必要がある。 自力で体操ができない方の介助ができるリーダーの育成が必要である。 若年世代に関心を持ってもらえるような働きかけが必要である。</p>
他区の実況	<p>（実施 0 区 未実施 22 区）</p> <p>同種事業 …… ころばん体操・せらばん体操（高齢者福祉課）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
体操を普及していくために、区内ではばん座位体操リーダーが活躍できる場所を検討し、増やしていく	体操を行える場所が増えることで、家から近い会場で体操を行うことができ、天候等に左右されずに参加することができる
職員主体からリーダーが主体となって体操を行えるように、リーダーになった方々への研修会を行っていく	体操の復習、会場での仕切り等を学ぶことで、自信を持ってリーダーとして活躍できるようになる
若年世代に関心を持ってもらうために、若年世代が集まるイベントに参加し、体操のPRを行い、介助者の養成に繋げていく	若年世代への周知が広がることで、体操を知る人が増え、介助者の担い手が増える。これにより、介助者が必要な方の体操に取り組みやすくなる

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	推進	障がい者の健康維持のため体操の普及啓発に積極的に取り組む

況（要旨）	議会議事録
-------	-------

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	障がい者歯科対策事業費	部課名	健康部健康推進課	課長名	小竹桃子
		担当者名	小室貴子	内線	423
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	障がい者歯科対策事業費（01-07-01）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 2年度	根拠			
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	障がい者の口腔状態は良好とは言えず、口腔疾患の罹患率が高い。口腔管理も困難なことが多く、治療も敬遠されがちであり、歯科治療体制に関する要望も高い。このため、検診や相談を行いながら、口腔疾患の予防を強化し受診勧奨を行うとともに、障がい者の歯科治療については、歯科医療連携推進体制を強化して口腔保健の向上を図る。				
対象者等	心身障がい者等				
内容	1 障がい者歯科相談室 実施期間：年12回（毎月第2火曜日） 周知方法：区報、障がい者施設への歯科相談室の勧奨通知 内 容：予約制 歯科検診・歯磨き指導・地域歯科医療機関や都立病院等に受診勧奨 2 障がい者施設への出張口腔健康教育 実施回数：年10回 内 容：歯磨き指導				
経過	平成12年度：検診歯科医師を2名から1名に減 平成15年度：検診歯科医師の報償費を一般賃金に変更 平成16年度：障がい者施設への出張健康教育の実施増を行い、事業の充実を図った。				
必要性	障がい者は自己の口腔管理も困難であることが多い。また障がいにより歯科受診を受けにくく口腔状態が悪化してしまう。このため、歯磨きを中心とした口腔疾患予防の支援や教育を継続して行う必要性が高い。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	495	495	495	495	495	495	495	
決算額（21年度は見込み）	492	468	488	490	495	495	495	
人件費			948	1,117	1,098	1,213		
【事務分担量】（%）			21	21	20	25		
合計（+）	492	468	1,436	1,607	1,593	1,708	495	
国（特定財源）	154	154	154	0	0	0	0	
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	338	314	1,282	1,607	1,593	1,708	495	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	受診者数	180	197	196	207	222	219	220

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般賃金	衛生士・医師雇上	455	衛生士・医師雇上	455	衛生士・医師雇上	455
一般需要	器具・器材等	40	器具・器材等	40	器具・器材等	40	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	受診者数	207	222	219	220	400	
	要歯科治療者率	80	80	93	70	50	要歯科受診者数/受診者総数

（問題点・課題）	障がい者のかかりつけ歯科医の定着を図り、病状に応じて専門歯科医療期間へ紹介する「歯科医療連携推進体制」継続強化を図るため、歯科医師会と保健所の協議を行っていく。
他区の実況	（ 実施 19 区 未実施 3 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
歯科医師会と連携し、歯科医療連携推進体制の継続的な実施を行う。	障がい者の歯科治療の体制を充実させることにより、口腔保健の向上を図ることができる。
定期歯科検診と健康教育・指導を継続的に実施していく。	検診だけでなく・個別、集団の指導教育を繰り返す中で口腔保健に関する意識を高め、向上を図ることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	障がい者の口腔保健向上のため重要な事業である。

況議（要質問状）	平成12年決算特別委員会において、障がい者歯科医療の現状、口腔保健センター建設に関する質問があった。
----------	----------------------------------------------------